

「長屋王家」の家産と家政機関について

仁藤敦史

Family Property and Household Organizations of the Nagaya-on Family

はじめに

- ①「長屋王家」の位置
- ②税司と田領の系譜
- ③壬申の乱と長屋王家
おわりに

【論文要旨】

長屋王家木簡の解釈において最大の問題点は、長屋王の位階官職にもとづく土地面積の経営限度額を大幅に超過する家産が維持されていることに対する合理的な説明ができないことである。

二つの家政機関のうち、いわゆるⅡ系統の家政機関は京外に家政機関があり、香具山宮を中心とする経営拠点であり、前代的な形態の功封と功田として位置付けられる。一方、Ⅰ系統の家政機関は從三位式部卿から正二位左大臣という律令制的地位に制約されたもので一代限りの職封・職田、位封・位田を中心とした。Ⅰ系統の家政機関は長屋王一代限りの性格が強いのに対して、Ⅱ系統は一族の代表として管理し、子孫に伝承させる性格のものであったからと考えられる。壬申年における最大の功臣の子として長屋王は高市皇子の「功封」五千戸を核とすることにより、二品相当のⅡ系統の家産と家政機関を継承することが可能になったと考えられる。

文武朝における壬申年功臣子孫の処置が、長屋王家における家産保有の法的根拠になつたと想定される。大宝令以前には功封に対する減額・収公などの制限的規定はないので、あらためてⅡ系統の家政機関の保有を認めたものと解釈される。

長屋王家による畿内の御田経営も、高市皇子への功田および長屋王と吉備内親王の位田等の総和として合法的に経営されていたと考えられる。

このように、長屋王家の家産と家政機関は高市皇子の功封・功田の継承を中心とした社会的に認知されていた可能性が高い。壬申年功臣の子孫という国家に対する父の偉大な功績が評価されて、律令制の例外的規定によりその保有が認められていた。貴族・王族の家産制を対立的な要素だけでなく、律令国家が内在化した側面も今後は正当に評価する必要がある。